

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『観光』

観光を主目的として訪れる施設





観光とは、

- ① 居住地周辺を離れ、
- ② 訪れた先ならではの風景・文化・歴史を、
- ③ 見物・体験・観覧できる施設・地域を楽しむこと

➡ 観光を目的に訪れる施設が『観光』ジャンル

観光目的ではない例

➡ ショッピング目的の施設



➡ 飲食目的の施設



➡ 宿泊目的の施設





観光施設の分類

- ① 歴史的価値のある施設
- ② 文化的価値のある施設
- ③ その土地ならではの自然景観が楽しめる
- ④ その土地ならではの体験が出来る
- ⑤ 観光目的での乗り物
- ⑥ いこーよの特定のジャンルに該当する施設
- ⑦ その他、その土地の『ランドマーク』として認められていると『いこーよ』で判断された施設・地域



①歴史的価値のある施設

②文化的価値のある施設

- ➡ 文化財保護法で定められた下記の①指定・登録を受けている、②指定・登録を受けた物を展示している、③指定・登録を受けた無形文化財を体験できる、のいずれかに当てはまる施設

『有形文化財』

- ➡ 重要文化財・国宝

- ➡ 登録有形文化財

『無形文化財』

- ➡ 重要無形文化財

- ➡ 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財



『民俗文化財』

- ➡ 重要有形民族文化財
- ➡ 重要無形民族文化財
- ➡ 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財

『記念物』

- ➡ 史跡・特別史跡
- ➡ 名勝・特別名勝
- ➡ 天然記念物・特別天然記念物
- ➡ 登録記念物



『文化的景観』

➡ 重要文化的景観

『伝統的建造物群』

➡ 伝統的建造物群保存地区

➡ 重要伝統的建造物群保存地区

『ユネスコ世界遺産』

『ジオパーク』



③その土地ならではの自然景観が楽しめる

➡ 観光用に整備されており、『自然景観』ジャンルに当てはまる施設

④その土地ならではの体験が出来る

➡ 『自然体験・アクティビティ』ジャンルに当てはまる施設

➡ 『写真館・貸衣装』ジャンルに当てはまる施設であり、且つその貸衣装で、街なかを散策できる

➡ 『果物狩り・収穫体験』ジャンルに当てはまる施設

⑤観光目的での乗り物

➡ ロープウェイ、遊覧船、有名観光スポットを巡る観光バスのような、観光を主目的として、運用されている乗り物



⑥いこーよの特定のジャンルに該当する施設

➡ 下記のジャンルの定義に合致する施設には、『観光』ジャンルを付与できます。

『神社・寺院』ジャンル

- ・観光客用に、拝観料を支払い拝観出来る
- ・御朱印を受けられる
- ・お守りや護摩札などを受けられる

→上記三つのいずれかの要件に該当することが必要。

『展望台』ジャンル

『博物館・科学館』ジャンル

『美術館』ジャンル

『工場見学』ジャンル



『道の駅』ジャンル

『動物園』ジャンル

『水族館』ジャンル

『遊園地』ジャンル

『駅・空港・港』ジャンル



→観光用に特別に運行している乗り物がある場合に限りです。

例)SL、観光用の特別列車、トロッコ列車 など



⑦その他、その土地の『ランドマーク』として認められていると『いこよ』で判断された施設・地域

例

- ➡ 札幌大通公園、新宿御苑、などの大規模な街中の公園 
- ➡ 高尾山、筑波山 など観光目的で登ることができる山 
- ➡ 豊洲市場、築地場外市場 など観光目的で見学ができる市場 